

課税標準の特例について(償却資産)

(1) 【地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)一覧】 (「表中「法」とは、地方税法のこと。)

資産が特例に該当する資産名称等	課税標準の減額の割合	根 拠
污水又は廃液の処理施設	2 分の 1	法附則第 15 条第 2 項
下水道除害施設の償却資産	5 分の 4	〃 第 15 条第 2 項⑤
都市再生特別措置法認定事業の公共施設	5 分の 3	〃 第 15 条第 14 項
指定避難用償却資産関係	3 分の 2	〃 第 15 条第 23 項 1
協定避難用償却資産関係	2 分の 1	〃 第 15 条第 23 項 2
再生可能エネルギー発電施設のうち太陽光発電設備出力 1,000kw 未満	3 分の 2	〃 第 15 条第 25 項①
〃 風力発電設備 出力 20kw 以上	3 分の 2	〃 第 15 条第 25 項①
〃 地熱発電設備 出力 1,000kw 未満	3 分の 2	〃 第 15 条第 25 項①
〃 バイオマス発電設備 出力 10,000kw 以上 20,000kw 未満	3 分の 2	〃 第 15 条第 25 項①
特定バイオマス発電設備のうち、第 15 条④以上の規模	7 分の 6	〃 第 15 条第 25 項②
〃 出力 1,000kw 以上 4 分の 3	4 分の 3	〃 第 15 条第 25 項③
〃 出力 20kw 未満	4 分の 3	〃 第 15 条第 25 項③
〃 水力発電設備 出力 5,000kw 以上	4 分の 3	〃 第 15 条第 25 項③
〃 水力発電設備 出力 5,000kw 未満	2 分の 1	〃 第 15 条第 25 項④
〃 地熱発電設備 出力 1,000kw 以上	2 分の 1	〃 第 15 条第 25 項④
〃 出力 10,000kw 未満	2 分の 1	〃 第 15 条第 25 項④
浸水防止を図る設備等(水防法)	3 分の 2	〃 第 15 条第 28 項
雨水貯留浸透施設雨水貯留浸透施設	3 分の 2	〃 第 15 条第 40 項

※土地家屋に係るわがまち特例分については、掲載を省略しています。

(2) 認定先端設備等導入計画による先端設備等に係る特例

先端設備等に該当する機械及び装置などの償却資産	中小企業者等が令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに認定先端設備導入計画に従って取得した機械装置、工具器具、備品、建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第 343 条第 10 項の規定により家屋以外の資産とみなされたもの(特定附帯設備)を除く。）を除く。）を課税標準 3 年間 2 分の 1	法附則 第 15 条第 43 項
	【雇用者給与等支給額の大幅な増加に係る事項として政令で定めるものが記載された認定先端設備整備計画に従って取得したものの特例割合】 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに取得 5 年間 4 分の 1	